

市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向けた調査業務 委託仕様書

1 目的

京都市では、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現を目指し、2030年度温室効果ガス46%削減という野心的な目標達成に向け、太陽光発電の普及拡大を図っており、市内最大の排出事業者である市役所として、市民や事業者の取組を先導するため、市有施設への太陽光発電設備の導入拡大を図る必要がある。

本件は、市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向け、市有施設750施設（別紙参照）の屋根等を対象として、太陽光発電設備の導入ポテンシャルや導入効果等の把握・検討に係る調査業務（以下「本業務」という。）を委託するものである。

2 業務内容

（1）太陽光発電設備の導入ポテンシャルの調査

各対象施設について、本市提供資料（施設ごとの既存図面等）や航空写真、3Dマップ等を基に、以下①～⑤に示す観点から、太陽光発電設備の設置や発電に及ぼす影響を調査・整理したうえで、効率的に発電できる太陽光発電設備の設置範囲を明示するとともに、当該範囲に太陽光発電設備を設置した場合の発電量を試算する。
※ 必要に応じて、現地確認を実施すること。

- ① 周辺環境（近隣の建物や山等の状況）
- ② 環境特性（受光障害、塩害、積雪、糞害の有無等）
- ③ 日射条件（施設屋上・屋根の形状、方位等）
- ④ 関係法令（景観法等）
- ⑤ その他地域トラブルの要因（光の反射等）

（2）太陽光発電によるCO₂や電気代の削減効果等の調査

（1）を踏まえて京都市と協議のうえ選定する施設（少なくとも50施設※）について、本市が提供する各施設の電力消費データ等をもとに、太陽光発電した電力の自家消費量を試算するとともに、自家消費に伴うCO₂排出削減量や電気代の削減効果を試算する。

※ 施設数については、50施設を最小として自由に提案できるものとし、受託候補者選定の評価対象とする。

（3）建物の構造上の安全性に関する調査

（1）及び（2）を踏まえて京都市と協議のうえ選定する代表的な施設（少なくとも10施設※）について、本市が提供する各施設の構造計算書や設計・施工者の情報等を基に、太陽光発電設備を設置することによる構造上の安全性を確認する。

※ 施設数については、10施設を最小として自由に提案できるものとし、受託候補者選定の評価対象とする。

(4) データの整理及び導入計画の作成

(1)～(3)で調査した対象施設ごとの各種データについて、エクセルでリスト化するなど、データ管理しやすいように整理する。

また、(1)～(3)で調査した結果を基に、導入によるCO₂排出削減効果や事業採算性等の観点から効率的・効果的な導入手法等を検討し、導入計画を作成する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年12月27日（金）まで

4 提出物

本市に納品する成果品は、以下①～③のとおりとする。また、紙資料（ファイルに綴じ背表紙を付けること）については2部提出し、電子データはCD-ROMに収録して提出すること。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- ① 業務実績報告書
- ② その他本市監督員が指示するもの
- ③ 本業務で取得、利用又は作成した資料

※ 電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行う。

5 個人情報の保護

受注者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、本業務の履行において知り得た個人情報を第三者に漏えいしてはならない。

6 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、発注者との連絡を密にすること。
- (2) 本業務により得られた成果は、発注者に帰属する。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を発注者に提出すること。
- (4) 本業務の実績の確定後、受注者は速やかに業務実績報告書を作成し、発注者に提出するものとする。発注者は業務実績報告書の提出を受けたときは、速やかに本業務の実績を確認し、支払金額を確定し、受注者に通知するものとする。
- (5) 受注者は発注者に対し、「2 業務内容」に記載の内容について、より効率的・効率的な手法への変更を提案することができる。提案に対しては、受注者と発注者の間で協議を行い、発注者が適当と認める場合は業務内容を変更する。